

地域・規模および用途による建物制限 — 外壁 —

●表は建築基準法の制限について概略を示しています。より細部に関する建築関係法令や自治体の条例による制限がありますので、可否判断については申請をされる建築主または民間の指定確認検査機関に事前にご確認ください。

外壁・学校※1

●各認定番号は下表のページを参照してください。

商品	認定	木造耐火構造	鉄骨造耐火構造	1時間準耐火構造	45分準耐火構造	防火構造	準防火構造
LAP-WALL/SOLIDO typeM_LAP		○	○		○		—
窯業系サイディング		○	○		○		—
金属サイディング		—	—	—	○		—

施工可能な高さは以下の通りです。()内は基準を満たした場合)
 LAP-WALL/SOLIDO typeM_LAP:13m以下(31m以下)
 窯業系サイディング 横張り:1.6m以下(31m以下)、縦張り:1.3m以下
 金属サイディング:1.3m以下(木造:1.6m以下、鉄骨造又はRC造:2.0m以下)

■ 外壁耐火構造 □ 外壁1時間準耐火構造 □ 外壁45分準耐火構造 □ 外壁防火構造 □ 外壁準防火構造

構造	地域	延床面積 (m ²) 階数	S ≤ 100	100 < S ≤ 500	500 < S ≤ 1000	1000 < S ≤ 1500	1500 < S ≤ 3000	3000 < S	
			木造						
木造	全地域	4階建以上	建物:耐火建築物 外壁:耐火構造						
	防火地域	3階建	建物:耐火建築物 外壁:耐火構造						
		1・2階建	建物:イ準耐(※2) 外壁:45分準耐火構造	建物:耐火建築物 外壁:耐火構造					
	準防火地域	3階建	建物:イ準耐のうち木3学相当 外壁:1時間準耐火構造						
		1・2階建	外壁:延焼のおそれのある部分は防火構造	建物:イ準耐(※2) 外壁:45分準耐火構造					
	法22条区域	3階建	建物:イ準耐のうち木3学相当 外壁:1時間準耐火構造						
1・2階建		外壁:延焼のおそれのある部分は準防火構造	外壁:延焼のおそれのある部分は防火構造			用途床面積 ≥ 2000m ² → 建物:イ準耐(※2) 外壁:45分準耐火構造			
その他	3階建	建物:イ準耐のうち木3学相当 外壁:1時間準耐火構造							
	1・2階建	規制無し	外壁:延焼のおそれのある部分は防火構造			用途床面積 ≥ 2000m ² → 建物:イ準耐(※2) 外壁:45分準耐火構造			
不燃構造									
不燃構造	全地域	4階建以上	建物:耐火建築物 外壁:耐火構造						
	防火地域	3階建	建物:耐火建築物 外壁:耐火構造						
		1・2階建	建物:口準耐2号(※3) 外壁:延焼のおそれのある部分は防火構造 外壁材:準不燃材料	建物:耐火建築物 外壁:耐火構造					
	準防火地域	3階建	建物:イ準耐のうち木3学相当 外壁:1時間準耐火構造						
		1・2階建	規制無し	建物:口準耐2号(※3) 外壁:延焼のおそれのある部分は防火構造 外壁材:準不燃材料					
	法22条区域及びその他	3階建	建物:イ準耐のうち木3学相当 外壁:1時間準耐火構造						
1・2階建		規制無し	用途床面積 ≥ 2000m ² → 建物:口準耐2号(※3) 外壁:延焼のおそれのある部分は防火構造 外壁材:準不燃材料						

※1 建築基準法別表第一第(三)項に属する用途の建築物、学校、体育館、スポーツ練習場、美術館等。

※2 木造で準耐火建築物を作る場合はイ準耐が一般的で、その外壁は45分準耐火構造以上。

※3 不燃構造で準耐火建築物を造る場合、口準耐2号が、屋根、外壁の構造の自由度が最も高くなります。